

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会(第1回)

日時 平成19年5月29日(火)12:45～14:30

場所 内閣府本府庁舎 5階特別会議室

1. 開会

(大前室長) それでは、予定時間がまいりましたので、ただいまから第1回目の評価・調査委員会を始めさせていただきます。

私は、内閣官房構造改革特区推進室室長、大前でございます。

委員長をご選任いただくまでの間、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

まずは、開会に当たりまして、渡辺地域活性化担当大臣からごあいさつをいただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(渡辺大臣) どうも皆さんこんにちは。渡辺喜美でございます。

きょうは、第1回の評価・調査委員会ということで、継続的に委員をやっていただいている先生方、そして新任の先生方にお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。

この委員会は、いまさら言うまでもございせんけれども、それぞれの分野で活躍をいただいている先生方にそれぞれの知見を生かしていただきまして、構造改革特区の評価・調査をやっていただくわけでございます。今回の通常国会において特区法の改正を行いました。この見直しに伴って、新しく立ち上げさせていただいたわけでございます。

まず、特例の内容に応じた全国展開の時期の設定など、従来の手法を改善しつつ、引き続き特例の評価を行うというのが一つでございます。

第2に、事務レベルの折衝では実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的な意義が高いものについて、内閣総理大臣の諮問により再検討を行うと、こういうこともこの評価・調査委員会の任務として取り入れたわけでございます。

いずれにいたしましても、この10名の先生方にこれからご活躍をいただきまして、特例のミッション、1つは地域活性化、もう1つは規制のオールジャパンの展開、こういうことにぜひ先生方の活発なご議論を賜ればと思います。どうぞよろしくお願いたします。

(大前室長) ありがとうございます。

林副大臣、この後、国会のご予定があると伺っておりますが。

(林副大臣) 参議院の厚生労働委員会に呼ばれておりまして、途中で失礼させていただきます。

大臣が今おっしゃったとおりでございます。特区制度もできてから大分時間が経ちましたが、ここで皆様方にはぜひ中興の祖になっていただきまして、さらに活力を入れていただきたいと思っております。

簡単でございますが、ごあいさついたします。ありがとうございます。

(岡下政務官) 今日は皆様、ご苦労さまでございます。政務官の岡下と申します。

私は、大臣、副大臣をお支えする立場の者でございますが、きょうは初めての会合、皆様方、和気あいあいと楽しく過ごさせていただきます。この雰囲気でもこれからは十分にお力を発揮していただきたいと思っております。

それから、最年少のおかみさん、よろしくお願ひいたします。私は庶民派でございますので、きのうは和倉温泉に後援会を連れていきました。やはり旅館のサービスに皆さん惚れ込んでいるんですね。景色とか、そんなのは余り関心がないようでございます。どうかこれからも頑張ってくださいように、皆様方にもどうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。きょうはありがとうございます。

(大前室長) ありがとうございます。

恐縮でございます。座って進行役を務めさせていただきます。

委員会を構成していただきます10名の委員の皆様方のお名前と職業につきましては、お手元の資料1として配付させていただいておりますので、それを持ちまして紹介にかえさせていただきます。

2. 議事

(大前室長) 早速、会議規則の案のご説明に入らせていただきます。

(木暮参事官) それでは、お手元の資料の4をごらんいただきたいと思っております。

資料4に会議規則の案を配っております。この会議資料の4でございます運営規則(案)は、基本的に以前設置しておりました構造改革特区推進本部の評価委員会の会議運営規則を踏襲して、若干の文言などを手直ししたというものでございまして、基本的に同じものと考えていただければ結構でございます。

第1条、委員長ということでございまして、評価・調査委員会に委員長を置くということでございます。委員の互選により選任するとしております。

第1条の3でございますけれども、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理するということでございまして、委員長代理を設置するということにしております。

第2条は、委員会の招集の関係でございます。

第3条は、議事でございます。定足数などを定めているものでございます。

第4条でございます。委員会は、原則として会議を公開するという形にしております。特段の事由により非公開とする場合につきましては、理由を明示して議事要旨を公開するとしております。

第5条につきましては、専門部会の設置でございます。

第6条につきましては、雑則でございます。

また、部会の運営に必要な事項につきましても、部会長が部会に属する委員に諮って定

めるということにしております。

この規則は、本日から施行するという案にしております。

簡単でございますが、以上でございます。

(大前室長) それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(大前室長) 特に、ご意見、ご質問などないようでございますので、以上の会議規則(案)にのっとり進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(大前室長) 異議がないものと認めます。つきましては、会議規則に基づき委員長を選出させていただきます。どなたか、ご推薦いただけますでしょうか。

(薬師寺委員) 評価委員会、私と榎谷先生と当初からかわらせていただいておりますので、榎谷先生をご推薦したいと思います。

(大前座長) ありがとうございます。榎谷委員を推薦するのご意見をいただきました。他の委員の皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(大前室長) ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、榎谷委員に委員長をお願いいたします。

榎谷委員長におかれましては、委員長席に移動いただきまして、ごあいさついただいた後、以後の進行をお願いいたします。

(榎谷委員長) ただいま、委員長に選任していただきました榎谷でございます。

地域活性化は大臣のご所管であり、地域活性化は安倍政権の重要なテーマでもあります。お金を使わないで、創意工夫というか知恵を絞り出して地方の特色を生かしながら地域を活性化していくという、特区は、私は以前からこの評価委員会に関与しておりまして重要な、おもしろい仕組みになっているとっております。国にも地方にもお金がないときは知恵を出すということが一番いいことでございますので、民間の方あるいは地方公共団体の方の知恵を出していただくんですけれども、規制でがんじがらめになっているため、規制緩和によって、出した知恵が十分に活かせるような仕組みが特区ということで、地域の活性化には非常に重要な役割を果たすものと思っておりますし、その評価をする、あるいは調査、評価・調査委員会というのは非常に重要な委員会だと思っております。

私はその力があるわけではございませんが、委員の皆様方のご協力を得ながら議事を進めていきたいと、このように思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

それから、委員長代理をご指名するということでございますが、金子委員にお願いできたらと、こういうふうに思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、よろしゅうございますか。じゃ、金子委員ということで委員長代理をよろしく申し上げます。

それでは、議事に沿って進めさせていただきたいと思います。

まず、評価・調査委員会にかかわる申し合わせにつきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(木暮参事官) 資料5をご参照いただければと思います。

評価・調査委員会に係る申し合わせ(案)というのが書いてございます。これは前身の評価委員会におきましては、基本的にでき上がった特区の評価を行うということでございましたので、特に申し合わせというのは設けてございませんでしたけれども、今回につきましては新たに規制改革に第三者機関としてかかわるということでございまして、申し合わせの案を用意させていただいております。

まず最初は、これは法律の適用の関係でございすけれども、皆様方、評価・調査委員会の委員の方々も国家公務員法の一般職の国家公務員としての法律の適用がございすので、念のためにその関係について申し合わせたいということでございす。特に、守秘義務の遵守などに留意いただきたいということでございす。

2点目でございすけれども、私ども特区の制度は基本的に提案を受けて、その提案を実現するというを第一の出発点にしているわけでございすけれども、例えばというところに書いてございすますが、自らが当該規則の特例措置の提案者である場合等の特別の利害関係を有するという場合には、委員という第三者という立場と提案の当事者という立場が同じ人物になるということもございまして、そういうような特別な場合につきましては、議決に参画しないこととするという点の申し合わせの案を考えたわけでございす。

3点目でございすけれども、私ども評価・調査委員会の重要な役目として、国民に広く発信していくという役目があるわけでございすけれども、その点につきましてホームページへの掲載と、広く国民が入手可能とするように広く公開していくというようなことを申し合わせていただきたいということでございす。

その関係の参考資料は、資料5の参考資料で次のページ以下、つけておりますけれども、これは法律の条文の若干の抜き出しでございすので、説明は省略させていただきます。

以上でございす。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

申し合わせにつきまして、何かご意見、ご質問はございせんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、資料5の原案のとおりということで、よろしくお願いたします。

次に、構造改革特区制度の見直し及び評価・調査委員会の業務につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(木暮参事官) 資料6、構造改革特区制度の見直しについてに沿いまして、ご説明を申し上げたいと思います。

資料の1ページ目に今回の構造改革特区制度の見直しの全体像を1枚紙でまとめてござ

います。私ども構造改革特区制度につきましては、大きく3つの仕事から成っております。1つは提案制度、2つ目が計画の認定、3つ目が評価ということでございます。

提案制度と申しますのは、地方の方あるいは民間、個人の方も含めまして広くこういうことをやりたい、こういう規制が問題になっているという提案を募集いたしまして、それを実現していくという過程でございます。

2つ目は、提案を通じて実現した規制改革について、内閣総理大臣の認定を受けて計画を実施していくということでございまして、この場合には地方公共団体が計画をつくって認定を受けるということになっております。

3番目といたしまして、各地方で実施している特区計画について評価をして、それを全国に広めていくという仕事でございます。

この大きく3つの仕事につきまして、それぞれ喫緊の課題でございます地域活性化という観点も重視しながら、今般、見直しを行ったというところでございます。内容については、特に今般の評価・調査委員会にかかわりが深いところについて重点的にご説明をしたいと思いますが、まず次のページをごらんいただきたいと思っております。

次のページ、評価・調査委員会の概要についてというところがございます。

ここにおきまして、従前、特区制度見直し後という2つが書いてございます。今まで評価委員会につきましては、先ほどご説明申し上げた3つの大きな仕事のうちの一番最後、評価の仕事のみにかかわるということでやってきたわけでございます。規制の特例措置の全国展開に関する評価ということでございました。そして、それとは別にアドホックな形で構造改革特区に関する有識者会議というものを設けておりまして、未実現提案のうち経済的社会的ニーズが大きいものについて検討したということ、こういう経緯がございました。

今般の特区制度見直しの後につきましては、この提案の実現というものを強化していくという観点から、有識者会議で実施していた業務につきましても真正面から委員会の業務にするということで、構造改革特区本部令を改正いたしまして評価・調査委員会を設けさせていただいたということでございます。

したがって、評価・調査委員会の業務の一番大きな違いといえますか、新たに加わった部分はまさに調査審議の部分、未実現提案の敗者復活のためのご審議というものでございます。

さらにページをめくっていただいて3ページ目でございますが、調査・審議の具体的なものにつきまして、私どもが基本方針、これは閣議決定されたものでございますけれども、閣議決定されたものでどのように規定しているかということをもとめたものがこのページでございます。

まず、提案を私どもが内閣官房で受けた後、規制所管省庁と事務的に協議をするということでございます。これは2カ月という期間を区切って協議をさせていただきます。場合によっては大臣折衝までやっていただいて、提案の実現に向けて努力するというところで

ございます。

しかしながら、どうしても時間切れになってしまったり、実現できなかったという提案がございます。その提案のうちの経済的、社会的に重要なものについて、私どもの方から本部長、内閣総理大臣から諮問をさせていただいて、それにつきまして調査審議を行うということでございます。その過程におきましては、必要に応じて地方公共団体等の提案者あるいは関係省庁の双方から意見を聴取して、提案の実現に向けていただくということでございます。

ことしの提案の関係につきましては、6月からあじさい提案という形で募集を開始いたします。6月、1カ月募集した後、7月、8月に提案の折衝を行いまして、9月ごろにはあらあら関係省庁との協議の結果が出てくると思いますので、本年につきましては9月以降に本格的なご審議をお願いするということでございます。

4ページのところ以下には、評価に関する見直しを書いてございます。

評価に関する見直し、4点ございますけれども、まず1点目、評価の入り口の関係でございます。評価時期の多様化と書いてございますけれども、今までは原則として最初に特区計画が認定した後、1年で評価をしていただくということでございます。

しかしながら、なかなか評価をしてみたものの、結論が出ない、先送りになるというものも従来たくさんあったということもございますし、地域活性化という観点からは必ずしも評価を急ぐことはないというようなものもございましたので、特例の事業内容、実施状況に応じ、柔軟に評価時期を判断できるというふうの方針を改めたということでございます。これにつきましては、本日の議事で後ほどご審議いただきたいと考えております。

次に、5ページでございますけれども、これも評価の入り口の部分の見直しでございますけれども、ごく少数の地域にニーズが限られている特例措置につきましては、わざわざ全国展開についての評価というものをするというのではなくて、一旦、評価の対象から除外してもいいのではないかとということがここに書いてあることでございます。

次が評価の出口の方の見直しの関係で6ページのところでございますけれども、今まで評価は全国展開ということにかなりウエートを置いてやってきたわけでございますけれども、むしろ特区の中身をもうちょっと精査していこうということでございまして、特区で実施している中でいろいろと関連する規定が問題になる。あるいは、特区を拡充していきたいということがあってもいいのではないかとということでございます。したがって、今後は特区の評価を行う際に、広く拡充提案・関連提案ということで特区の規制のあり方について見直す必要がないかどうかをご審議した上で、ご評価をいただきたいということにしているわけでございます。

次に、7ページでございます。これも出口についての見直しでございますけれども、今までは特区については全国展開という道しかなかったわけでございますけれども、地域活性化の意義が大きいと認められた特例措置につきましては、当分の間、全国展開しないで特区として残すということも可能にしてはいかかということでございまして、見直しを

行ったものでございます。

以上、簡単でございますけれども、特区制度の見直しについてご説明申し上げます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまの木暮参事官からのご説明につきまして、何かご質問あるいはご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

(樫谷委員長) それでは、次に、特例措置の評価時期及び平成19年度評価予定特例措置につきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(木暮参事官) 資料7をごらんください。

資料7につきましては、先ほどご説明申し上げた評価の關係の時期を決めるということでございます。今回は若干イレギュラーでございまして、先ほどはちょっと細かくご説明申し上げますけれども、評価の時期につきましては、基本方針上は認定したら1カ月以内にいつ評価するかを定めるということにしております。今回は制度見直しをした關係で、認定後1カ月以上たったものがたくさんございます。今まで評価していなくて評価の時期が決まっていないものというのがちょっとたまっておりますので、若干、経過措置的にまとめて評価時期をお決めいただきたいということでお配りしたリストに載っているものがそれでございます。これらはすべて今まで評価委員会にかかったことがないものでございます。全国展開の評価にはかかったことがないものでございます。

若干、順次、細かくなりますけれども、ご説明申し上げますけれども、2ページのところでございますけれども、この411番の特例は、合掌造り特区と言われるものでございます。これは富山県に合掌造りがありますが、その合掌造りを劇場として利用するということをしておるわけでございます。

ただ、劇場として利用する場合に消防法上のいろいろな規定がございます。特に、誘導灯火とか誘導標識というのが義務づけられているわけでございます。

しかしながら、合掌造りの中で劇を行う中で誘導標識というのは非常に雰囲気壊してしまうということで、その關係につきまして特区の特例を設けまして、誘導灯を消しておいてもいいという特区をつくっているわけでございます。この特区につきましては既に昨年の6月から実施しておりますが、規制所管省庁である消防庁の方からは、1年経過したので本年度の評価は可能であるという旨のご回答をいただいているところでございます。

次に、3ページ、4ページとございますが、これはPFIの刑務所の關係でございます。PFIの刑務所につきましては、通常は委託できない警備などの業務を民間に委託するという特例でございますけれども、本年4月に開設、5月から受刑者の収容を開始したところということでございまして、本年度の評価は難しいと。来年度以降、1年たった来年度の評価が適当であるという形で關係省庁から報告が来ているところでございます。

次に、5ページでございますけれども、これは外国人の入国管理の關係の特例でございます。外国の企業が入ってくる場合に、日本の国内に拠点がないと、例えば短期滞在のビザで入って外国企業の支店を開設するというようなことをしなければいけないということ

でございまして、非常に不便であるという問題がございました。

これにつきまして、地方公共団体が一定の身元保証のようなことをした場合につきましては、企業内転勤という在留資格で日本に入ってくるができるという特例を特区で設けているところでございます。これにつきましては、まだ利用実績がございません。利用実績はございませんが、利用実績が生じた日から1年後の日が属する年度に評価が可能ということが法務省の回答でございます。これにつきましては、特区を利用している川崎市に聞いたところにおきましては、今年度中に利用実績が生ずる可能性があるということでございますので、うまくいきますれば来年度に評価をするということが可能になるということでございます。

次に、6ページでございます。これは高等学校におきます外国留学時認定可能単位数拡大事業ということでございまして、高校生が外国に留学した場合につきましては30単位まで日本の高校の課程に換算できるという規定がございます。30単位というのは非常に中途半端な期間でございますので、36単位まで拡大するという事業でございます。これは広島の方で使っておりますけれども、これにつきましては昨年9月、10月ぐらいから留学に行っているという実態を踏まえると、今年度末に単位認定がなされるということでございますので、来年度の評価ということが時期的に適切ということでございます。

次、7ページ、インターネット大学の関係でございます。インターネット大学につきましては経緯がございまして、かつて長野県内におきましてインターネット大学の特区が認定されておりましたが、文部科学省の認可を受けるまでに至らず、取り消しになったということがございます。今般は福岡の方でインターネット大学、サイバー大学として4月に開校したということでございまして、文部科学省におきましても今年度の評価は可能であるというふうなことで評価時期の設定がなされているというところでございます。

次に、8ページ目、株式会社病院の関係でございます。これにつきましては、昨年7月末、実質的には8月ぐらいに開業したということでございましたので、1年経過した本年度に評価が可能ということでございます。

次に、9ページ、特別養護老人ホームの関係の特区でございますが、特別養護老人ホームは原則として耐火建築でなければいけないわけでございますけれども、2階建ての場合に準耐火という形で木造の特別養護老人ホーム2階建てをつくることができるという特区でございます。これにつきましては高知県で実施しておりますけれども、オープンが20年4月ということになりますと、これにつきましては来年度の評価が適切ということでございます。

10ページでございます。これは高齢者関係の介護事業所で障害児を受け入れるという特区でございまして、以前、似たようなものはやっていたわけでございますけれども、小規模多機能型介護事業所というものができましたのが新しいということもございまして、この特区につきましては、新たにまたご評価いただくということでございます。これは、一旦、特区をつくった後に特区の制度の拡充を平成19年2月、本年2月に行っている

ころでございますので、評価の時期としては来年度が適当ということでございます。

次に、11ページでございます。これは国有林野の敷地を風力発電のために使わせると、大規模に使わせる場合の特例でございます。小規模に使わせる場合につきましては、特に規制は緩いものでございますけれども、大規模に使う場合の規制を緩めているというものでございます。これにつきましては、風力発電の売電事業が開始されるのが来年度ということでございますので、来年度の評価をしていただきたいということでございます。

次に、12ページにあります小規模ガスタービンの事業でございます。これも青森県で実施しているわけでございますけれども、実際の発電の設備の稼働につきまして、今現在でスケジュールが明らかでないということございまして、稼働後1年程度の時点で評価をしたいということでございます。

次に、13ページでございます。これは、経済産業省の情報処理技術者試験の関係の特区でございます。情報処理技術者試験の試験のうちの午前試験を一定の要件のもとに免除するという特区でございますけれども、これにつきましては現在、試験制度全体の見直しが行われております。したがって、経済産業省におきましては前倒しで現在調査を行っておりまして、いずれにしても今年度中に制度改正を考えているということでございます。したがって、評価としては今年度にのるとということでございますけれども、若干前倒しで作業をしているというところでございます。

次に、14ページの温泉熱利用発電でございます。これは温泉の熱を利用した発電でございますけれども、これにつきましても若干発電設備の問題がございまして、まだ稼働しておりません。これにつきましても、稼働後1年程度で調査を開始できるということでございます。

次に、15ページでございます。15ページは、金沢市で実施している道路標識の特区でございます。兼六園の付近など、非常に雰囲気の良いところで道路標識が大き過ぎて景観を壊すということがございますので、最小で2分の1まで道路標識の文字を縮小できると、こういう特区でございます。これにつきましては、本年12月にさらに追加設置をするという予定がございますので、その以後に調査を開始するのが適当ということございまして、来年度の評価が適当ということでございます。

次に、16ページでございます。これは港湾物流の関係の特区でございますが、大型のトラックといいますか、輸送用車両につきまして積み込みのトン数でありますとか、載せる荷物の長さ、車高でありますとか車長というようなものにつきまして、個別に判断いたしまして保安基準の例外を認めるというものでございます。これにつきましては、実際に18年11月から運行を開始しているというところでございますけれども、なかなか運行実績が少ないということがございまして、十分なデータを集めたいということございまして、平成20年度の評価ということを想定しているということでございます。

次に、17ページ、特別管理産業廃棄物、有害の産業廃棄物の運搬でございますが、特別管理産業廃棄物につきましては、パイプラインでの運搬というのは原則認められており

ませんが、これについてパイプラインを使用して運搬するというのを特区で認めているわけでございます。これは大分で実施しておりますけれども、これにつきましては評価に必要なデータを1年間継続して取りたいということでございまして、調査票をこし作成した上で1年間データを取って、来年度に評価を行いたいということで来ております。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

(薬師寺委員) 7ページにございますインターネットの大学について、少し皆様のご意見をいただきたいと思えます。本年4月から開始されて、もう既に1年後評価をするということでございます。昨年度、LEC大学の方に見学に参りました際にもさまざまな調査・評価ということで、1人の人間がかかりきりにならないと事業者が太刀打ちできないぞと、とても負担だというご意見をいただいたこともございました。

さまざま学校関係、今まで一通りの行事が済んでから評価をしていただきたい、もしくは卒業生を出してからお願いしたいというご意見があったことから考えましても、来年4月、一通りやっぱり行事をこなした上で評価にのせた方がよろしいのではないかと思えます。いかがでございましょうか。

(樫谷委員長) これは1年間ぐらいたったからというご意見ですね。いかがでしょうか。

(黒川委員) 実際、せっかく特区にチャレンジしていただいて、相手に負担がかかってしまって、それが嫌だということだと何もならないし、正確な評価をするためには、今のようないい状況があるんだったら、ぜひ考慮してあげた方がいいという気はいたしますけれども、考慮してもいいとか判断していいのは、アドホックにやっけていいのかどうかまた難しいので、何かそういうルールというんですか、こういう条件を満たしたときはその条件を変えていいというような、ある程度一般的なルールをつくっておいた方がいいわけでしょう。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

これは9月から調査票作成ということは、半年間ぐらやって調査をするということなんですか。これはどういうことで事務局の案になったんでしょうか。

(木暮参事官) これは文部科学省の方に問い合わせ、いつごろ評価が可能になるかということで、これは文部科学省の回答を基本的にはそのまま載せているということでございますけれども、今までの評価のサイクル、下半期評価と呼んでおりましたけれども、9月に調査票の検討をいたしまして、10月ぐらいに実際の調査票の書き込みをやっていただいて、11月に取りまとめると。これは今まで評価委員会で行っていた評価と大体基本的には同じでございます。時期につきまして、あるいはどのようなタイミングで評価するかということは、何分にも評価時期の弾力化、今回初めてでございますので、むしろ委員の皆様方にここでご議論いただいて判断したらいいのかなというふうに思います。

確かに、せっかくサイバー大学が4月に開校して、今、立ち上げの時期でございまして、

先方の事業者につきましてもまだ体制が十分整っていないということでありますれば、調査票の書き込みとか、いろいろ事業者の負担になるということは十分考えられるわけですので、そこもごございますし、一方で本特例措置につきましては関連する規制につきまして、以前、評価委員会でご議論になったことがあるというふうに承知しておりますので、そこらにもらみ合わせて、いつ評価したらいいのかということについてご議論いただければと思っております。

（樫谷委員長）調査票を作成するというのは、向こうに負担をかけるということになるわけですね。地方公共団体とか、あるいは学校に負担をかけると、こういう話。

（木暮参事官）調査票そのものは文部科学省の方で作成いたしますけれども、その書き込みが調査票の内容について余り詳しいことを根掘り葉掘り関係ないことまで聞きますといけませんので、むしろ調査票作成段階で私どもの方あるいは評価委員会の方でチェックして、必要最小限のことしか聞かせないという形でもよろしいかもしれませんし、そこら辺はやり方が何通りかあるのかなというふうに思っております。

（樫谷委員長）今、薬師寺委員のおっしゃっていることを確認したいんですが、1年ぐらいたってから調査をした方がいいんじゃないかということなんですか。それとも、もっと評価時期の問題なんでしょうか。

（薬師寺委員）今まで学校関連の文科省がどうして1年待たずにという方が私には理解できないんです。どのようなルールで、例えば学校関連のものは評価時期を定めていくのかというようなことにもかかわってくると思います。私の意見といたしましては、今までのがやっぱり1つ行事をこなした上で評価を行いたいという姿勢だったのであれば、今回もそれに学校関連のものはのっつてはいかがでしょうか。

（樫谷委員長）以前、文科省としては、一応卒業してみないとわからないんじゃないかみたいなことを言っていたと思うんですが、これは半年後にも調査をすると、こういうことで負担の問題と、それから正確な評価ができるかどうかという2つの問題があると思うんですが、これ、どうしましょうか。どんなようなご意見でしょうか。もう一度文科省と話をして、改めて時期の問題を詰めるということになるんでしょうが、いかがでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。

（金子委員）確かに、これまで幾つかの視察をしたり調査をしたりしたところでは、薬師寺委員のおっしゃるようなケースも多かったというふうに思いますが、これは内容によるんじゃないかと思います。これはインターネットを使った大学ですから、基本的には校舎等の施設は、余り要件は要らないはずですね。運動場とか、あれこれというとインターネットでやる意味がなくなってくるので、そこら辺、最低条件はどれかということを確認するということが1つと、あとは校舎等の施設に係る要件ですね。これは大学設置の要件、これは随分もう私が規制改革会議の委員のころからかなり強く、必要ないものに関しては規制をとるようというふうなことで、だんだんと文部科学省も緩めてきた経緯がございますので、そういうものの一つの流れに沿ったものであるならば、比較的早目にやってし

まった方が大学の設置には有利というか、我々の評価からするとですね。

そこら辺の内容がわからないんですけれども、文科省がここへ出てきたということは、これまでの例のように学生が何人来るかわからないぞと。来てみなきゃどれぐらい来ないかわからないということでなくて、もう少し原則的な話なのかという気もいたしますので、だとしたらこれまで何回も言っているように、特区にかかわるところだけの質問をすると。そもそもこれがいいか悪いかということではなしに、特区の条件に合っているかどうかということだけに質問を限って行うということならば、それほど負担がないのかもしれない。

ちょっとその辺を確かめて、どこがかかわってくるかということだと思っておりますので、これまでの継続の中でのものでしたら、確認するということでしたらやってもいいんじゃないかと思っておりますし、そうではなくてまた全部ひっくり返して、定員がどうのこうのという話になるとすると、多分1年目では早過ぎるのかもしれないので、それを確認していただくといいんじゃないかと思っております。

(樫谷委員長) わかりました。じゃ、それは一定の確認をしていただくと。インターネットを使ったという特区の特例措置の調査票だけであれば、それほど負担にならないだろうということで一応確認していただいて、これでできるというのであれば、できれば早目ということがいいと思っておりますので、これでやるということで薬師寺委員、よろしゅうございますか。

そのほかに何かございますか。

(島本委員) エネルギー分野のところで事務局の方に確認したいところがありまして、14ページなんですけど、これは研究開発用の発電の規制緩和ということなので、あくまで研究開発に限定されているのでどんどん認めていった方がいいという方向性だと思うんですけども、たしかこれはまだ稼働していないので、稼働待ちという状況だったと思うんですね。もう一つ、温泉熱だけではなくて海水温度差の方もあったので、たしかこれは拡充の方で両方一体的に処理した方がいいという前回の結論だったと思うんですけども、その際は稼働を見てから評価するということになっていたかと思うので、今回、一応時期も弾力的にという立て方をつくるという枠組みになったわけですから、そこに入るという認識でいいんですか。

(樫谷委員長) いかがですか。

(藤野参事官) 今の島本委員の方からご指摘いただきましたけれども、14ページの③をお開きいただきまして、③のところをごらんいただければと思います。

③のところ、なお書きで書かせていただいておりますけれども、研究開発の関係では今の事例でございます温泉熱以外に海水温度差もございます。昨年の海水温度差の評価のときに温泉熱か海水温度差、どちらか一方が先行して運転したときには両方まとめて評価すべきじゃないかというようなご意見を賜ったわけでございます。

今回も基本的には研究開発の温泉熱利用発電施設、これも動き始めてから1年間ということの基本にさせていただきたいと思うわけでありましてけれども、もし海水温度差の方が

先行して運転したら、いずれも共通点がございまして一緒にして、稼働していなくても評価した方がいいのではないかと思っております。前回の対応を継続する形でやろうかと思っているわけでございます。

(樫谷委員長) 島本委員、よろしゅうございますか。

これはあれですかね、ずるずる遅れているんですかね。何か理由があるんですか。ほかの規制が邪魔になって物事が進まないのか、それ以外の理由なのか。

(藤野参事官) 鳥取県の場合は、始めてすぐでございましたので、まだ今の段階では具体的にどこの温泉を活用して動かそうかという、まだ検討段階でございます。

もう一方で、昨年やりました海水温度差、こちらの方は実際できるのになかなか事業者の方がつながらないという状況でございます。申しわけございません、研究過程が遅れている。

(樫谷委員長) じゃ、これは稼働してから1年ということはそれでよろしゅうございますか。

じゃ、そういうことでよろしく願いいたします。

そのほかに何かございますか。

(山根委員) それぞれの特区に関して、現場のニーズというのが恐らくあったのではないかなというふうに思います。それで、ちょっとこの中で現場のニーズ的なところがよく理解できなかったところがありまして、そこを教えていただきたいなと思ったのが3ページ、4ページの刑務所のところと、8ページの病院のところと、あと9ページの2階建ての準耐火建築物のところ、あと12ページのガスタービンのところと、17ページのパイプラインのところなんですが、地域の問題解決という面で特区を出されてきて、それに対する評価をしていくということで、まずどういう問題があつてこれを出されたのかというものが今挙げさせていただいたところがちょっとわかりかねたので、そこら辺を教えていただければと思っております。

(樫谷委員長) どういう規制があるための問題なのかということですね。

(山根委員) そうですね。そして、地域のニーズをどう解決したいのか。例えば、合掌造りであればイメージがわくんですけども、例えばパイプラインというのはどのようにしてそれが、何が問題で、どう解決したかったのかという、その地域のニーズを教えていただければと思います。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

事務局、よろしく申し上げます。

(木暮参事官) まず、総括的に申し上げますと、特区につきましては地域活性化という要素もございまして、規制改革と申しますか、構造改革の推進という要素もございまして、民間の事業者から提案がなされるというような場合がございます。そのような場合につきましては、必ずしもこの地域とか、特定の地域の特性ということに必ずしも重きがなくて、規制改革を求められて実現していった、そういう特区もございまして、そのよう

な場合につきましては結果としてその特区が使われて場合につきましても、地域にどうかかわりがあるのかわかりにくいというようなものも場合によってはあるのかなという気はしております。

ただ、例えば一番最後のパイプラインの特区でございますけれども、これは大分で実施しているわけでございますけれども、私どももそんなに個別に詳しいわけじゃございませんけれども、コンビナートというものはおよそこういうものだというのが大体あるようでございまして、いろいろな事業者が大規模な敷地を使ってコンビナートを実施していると。その中で、廃棄物処理というのは大体ある廃棄物処理業者がやっていたり、そこに受け渡したりという形をとっておるんですけれども、大分の場合は敷地的な制約などによりまして廃棄物の処理がなかなか、運搬につきまして敷地的な制約がパイプラインを使って事業者間で受け渡しをしなきゃいけないという、コンビナートとしてのどうも特性があるというようなことはございます。

ただ、特例として設けておりますのは、全国どこでも一応は使えるように特別管理産業廃棄物をパイプラインで運ぶという、そういう技術的な形の特区になっておりますけれども、実際にはある程度の地域特性を持って運用がされているということでございます。

ちょっとほかの例で申し上げますと……

(米田委員) ちょっとよろしいでしょうか。この資料だけでは、初めて委員になりましたものにとって審議の内容を理解するのは難しいと思います。今お話しなさっているような概要をまず書類でお示しいただいて、どこに規制の問題があるのかというのをクリアにした上でいかがですかと聞いていただかないと、初めての委員としては、私も含めて相当戸惑うんじゃないかと思います。

(樫谷委員長) そうですね。確かにそう思います。私なんかは前からですから流れはよく理解できているんですけれども、特区制度の意義とか、あるいは特区の刑務所がなぜこうなったかという経緯なんかもですね。

(米田委員) 特区のタイトルと、スケジュールと理由しか書類には書いていないわけです。どういう特区で、どういう規制が邪魔をして、何に対して評価をしたいのかという一番大事なところが書いていないので、それで理解してくださいと言われてもちょっと難しいですという話をしています。

(樫谷委員長) 理解しづらい。それをまとめたものがあることはあるんで、むしろそれを出していただいてご説明していただいた方がいいのかもわかりません。今、準備できますか、難しいですか。

(木暮参事官) 特区の認定申請マニュアルはございますので、それを今コピーして。

(樫谷委員長) マニュアルというのではないですよ。

(薬師寺委員) 評価の際の図をもっとわかりやすいものを出していただけますか。

(木暮参事官) いわゆる別表ですね。

(薬師寺委員) そうですね。あのような形のものがあれば一番いいんじゃないかと思いま

すが。

(樫谷委員長) どうしますか。今日のご説明は難しいですよ。できますか。

(木暮参事官) コピーをすればいいだけでございますので、いずれにしてもほかの議事を先に。

(樫谷委員長) 一応そういうことで、じゃ準備をいたします。

それ以外に何かご質問はありますか。

(薬師寺委員) 評価の時期を定めるというのは今回初めてなものですから、今までは大体1年ごとぐらいに進捗状況を報告していただいたのでわかりやすかったのだと思います。進捗状況が延びたものについては少し評価時期を延ばしましょう等々のことがあったと思います。今回、評価時期を延ばすことによって2年後というふうに決まったその間の調査というものは一切行われないのでしょうか。それとも、こちらが計画して1年ごとに進捗状況ぐらいはお知らせいただけるものなのでしょうか。

(樫谷委員長) いかがですか、それは。

(木暮参事官) 評価というのは、あくまでも特区としてどう見るかということでございますので、状況を把握しないということではございません。それは評価の作業とは別に、私どもが1年に一遍は最低限どのような状態であるかというフォローアップと申しますか、特区の実施という状況の把握はしておりますので、もしそれを例えばまとめてどこかの時点で、例えば年度が変わるような時点でまとめた形でごらんになりたいということでありましたらその時点でごらんに入れませし、あるいは例えば9月から本格的に評価の作業が始まりますけれども、その時点の方がいいということでございましたら。大体フォローアップは今までの例で申しますと3月末ぐらいにやっているのが多いですね。

ただ、今回、特区制度の見直しを行いましたので、昨年度末には実施は実はしていない形になっております。したがって、ちょっと地方公共団体にいつこのフォローアップをかけるかという時期はまだ決まっておられませんけれども、例年でございましたら3月末に状況を把握しているものが大体4月、5月ぐらいにはまとまるという形になります。今年度につきましては、見直しで3月末のフォローアップをしておられませんけれども、いずれにしても今年度比較的早い段階で実施をする予定でございます。ことし9月に、したがってまとまるかどうかまだちょっとわかりません。民間に委託してやりますので、作業はこれからということになります。

(樫谷委員長) 薬師寺委員、よろしいですか。

(薬師寺委員) 規制改革を行う上でほかの規制が邪魔しているというところが早くわかるためにも、もしまとまった時点でご報告いただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(樫谷委員長) ありがとうございます。年1回は少なくとも報告できるということでもよろしいですか。年1回は報告できると思っても。

(木暮参事官) 年1回は可能でございます。

(樫谷委員長) そのほかに何かございますか。よろしいですか。

(金子委員) 規則が変わって今の議論を聞いていますと、これ、一つ一つどういう評価時期でやるかということをやっていくともものすごく煩雑だなというふうに思って、今までのように全部画一的にやるよりはずっといいんですけれども、これまでの議論の中で必ずしも毎回毎回、毎年毎年やらなくて明らかにいいというもの、ないしはそういうふうにするに不都合があったものというケースはかなり事務局なり何遍もやってきた中にあると思うんですね。

例えば、ほとんど実践例がないという場合とか、それから実際の効果が出ていないとか、先ほどの研究開発が出ていないとかいうものに関して、幾らかのひな型というんでしょうかね、タイプをつくっていただいて、それ以外にここで判断しなきゃいけないことに関してはかなり時間をかけて、特に教育に関してはこれまで3年、4年ではできないというものに関して私なんかはもっと早くやってもいいんじゃないかというような議論がありましたね。ただ、まだ入学者がないとか、そういうものに関してはやはり少し待った方がいいということもありますので、そこら辺のかなり明らかにおくらせた方がいいのではないかというものに関して幾つかの基準というのを、少し案をつくっていただく、ないしはここで議論するというところで適用するものは適用していくと。それ以外のものはきちっと議論していくということをやった方がいいなかのというふうに今ちらっと思いました。

(樫谷委員長) わかりました。ありがとうございました。

一応、原則を決め、ルールを決めると、その中で、ルールに従ってやるということと、もちろんルール通りではなくて状況に応じて変える必要があるかもわかりませんが、ルールの原案を事務局の方からつくっていただけるということでもよろしいですか。評価の期間ですね。教育はこうするとか、あるいはこれはこうするとかいう、何年でやるとか、そういうルールをつくれますか。そうすると、ケース・バイ・ケースになりますよね。

(木暮参事官) 事務局としてまとめる前提として、委員の皆様方である程度のイメージをご議論いただければ、せっかくの本日の機会ですので、よりスムーズにできるかなと思います。大変申しわけございませんけれども、今回は若干イレギュラーでございまして、通常はこんなにたくさん一遍にご審議をお願いすることはございませんが、今回は今までのものがたまっているのも、たまたまこういうロングリストになっておりますけれども、通常はこれの本当に何分の1かをご審議いただくということでございますので、その点については若干今回がイレギュラーだということだけお詫びを申し上げたいと思います。

(樫谷委員長) まとめて、十分に説明もしないで認めろと言ってもなかなか手を挙げづらいところがあると思いますが、そういういろいろな事情もございますので、ひとつよろしくをお願いします。

(米田委員) 実は、先ほどの温泉の温度差発電ですが、たぶん私の知り合いの鳥取の方が関係しておられると思うんですが、実態を申し上げますと、実は今、地方の方は経済状況が悪化しております、やや資金不足に陥っているのではないかと推測いたします。せっ

かく地方の方がいい提案を出しても、提案時には財政的に可能であったものが、地方経済の衰退のために、結局、実際に認可がおりるころには企業体力が不足するというのも残念なことです。せっかくこういうチャレンジングなご提案をなさって、それを実績がないからといって没にするのも少し惜しい気もします。資金不足でどうしてもやりたいんだけど、ここを突破できなかつたというときには、何か救済策みたいなものを考えていただけるとありがたいなと思います。

(樫谷委員長) 特区の制度でなかなかそこまで踏み込むのは難しいかも知れませんが、これは総合的な話だと思いますので、むしろ渡辺大臣の方でそういう総合的な活性化をお考えで、きょうの新聞も出ておりましたけれども。

(米田委員) 地域再生の方につないでいくとか。

(樫谷委員長) そうですよ。その中で全体的な話としては、非常に重要な話だと思っています。よろしいですか。

(樋口委員) 今回初めて参加させていただいて、もしかしたらとんちんかんな質問になるかもしれないですが、評価の見直しのところで今回新たに地域活性化の意義が大きいと認められた特例措置については、当分の間、全国展開しないというようなものも入ったわけですね。評価の結果として、こういったものの中には出てくるだろうと。そこで問題になってくるのは、当分の間というのをどう考えるということがあるんですね。

恐らく、これはロイヤリティで一生懸命苦勞して開発したのに、それがいいということになったらみんなほかに持っていかれちゃうのじゃたまらないと。少しの間、特許を認めてくれよというような趣旨かなというふうに思っているんですが、普通ここで期間の限定があるかと思うんですが、当分の間というのはどういうことを考えていらっしゃるのか。これもケース・バイ・ケースというような話なのか、マキシマム何年までですというような話、この基準はどうなっているのかということについて、あるいはここで議論しろということなのかもしれませんが、どうなんでしょうか。

(樫谷委員長) どうですか、当分の間というのは。

(木暮参事官) あらかじめ決まっているものではないものですから当分の間という意味が実際のところでございますけれども、もちろん私どもの気持ちとしては地域活性化の観点が高いものについては地域活性化の意義が続くように、まさに当分の間、特区で行うということでございますが、それを全くフォローアップしないというわけではございませんので、状況が変わりまして、地域活性化というよりももう全国ではないかというような時点があれば、当然、全国展開ということもありましょうし、そこはまさに委員がおっしゃられたように、特例の内容によって違ってくるのかなという感じは持っております。

(樋口委員) 例えば、1年たって評価した段階で、これは5年間認めましょうとあらかじめ評価の段階で決めるのではなく、継続的にその都度評価していったって、もう十分でしょうかということになるということなんでしょうか。

(木暮参事官) というよりも、今まで評価の俎上に上ったものにつきましても、1年後に

見ましょう、1年後に見ましょうという形で先送りになってきたものがございますけれども、その作業を行うというのは評価・調査委員会としても煩瑣でございますけれども、地方公共団体にとりましても非常にコストがかかるということでございますので、しばらく特区として置いておいてもいいんじゃないのかなという合意が得られたものについては、むしろそういうコストを省いて、しばらくは評価という形の作業はしないでおこうという形でございます。調査票をまいて全国展開するかしないかというような評価の作業については省こうと、こういうことでございます。

(大前室長) もともと地域を限って規制の特例を設けるという取り組み自体、非常に法律制度の中ではやや異例の取り組みなんでございます。したがって、平成14年に特区法ができましたときにも、5年以内に見直しということが附則で書かれました。この3月に特区法を見直しいたしました、改正法におきましても5年後、再度あり方を見直すというふうになっております。したがって、特例を設けるという、そのあり方自体が恒久的なものではないという意識がこの当分の間ということにあらわれてくるんだろうと思います。

具体的にいつやるのかといった話は、定めることは難しいケースも多いと思いますけれども、いずれにしても5年以内に制度のあり方自体を見直すという機会がまいりますので、その段階では特例についても何らかの見直しがされるという可能性があるんだろうと思います。

(樫谷委員長) 全国展開ではないんですけれども、特区というちょっと面倒くさい手続を負わなきゃいけないけれども、やろうと思えばそれぞれできることはできるということなんです。

ただ、全国展開という形ではなくて、特区という制度に乗ってそれぞれの地域でやっていただくことは可能だということなんです。そういう要望も強かったと。おっしゃるような特許的というんでしょうか、特許ではありませんが、そういう色彩も非常に強い。

(與謝野委員) ちょっとその話になると、やっぱりこれは両方のことを、二兎を追っているところがあってすごく難しいですよ。だから、ある程度のやっぱりルールが僕はあった方がいいなと思う。例えば、今の地域の案について、その事業について利益が出たとか、金繰りはもちろんのこと、利益が出てきて、もうこれでひとり立ちできるなという段階には全国展開というのを考えるとか、何かそういう、当分の間ということへの判断基準を定めておくということも必要なのかなという気はします。

(樫谷委員長) そうですね。これは恐らく、どぶろく特区なんかそうだと思うんですが、むしろ地域では特区という形で売り出したいというところもあって、全国展開しちゃったら何のおもしろみも、何のというのもおかしいですけども、なくなってしまうので、特区で取れるわけですから、特区ということでアピールした方がより収益も上がると、こういうような思いもあって、それならそれも一つの考え方だなというのはこの中に入っているんじゃないかと思います。だから、全国展開するよりもしない方がひょっとしたらア

ピール度が高いと。

ただし、ハードルが高くなってなかなかできないというのでは、やはり全国展開をせざるを得ないと、そういう2つの側面があると思うんですね。

よろしいですか。

(藻谷委員) 1つ、文学的な質問なんですけど、制度の一般周知から思ったんですが、この特例措置の名前は、これは正式な名称なんですか。はたまた、今回参考にどなたかがお考えになられたんでしょうか。つまり、私も初めての委員なので、読んでいて、ご説明になっている内容と表題がずれているケースと非常にわかりやすいのと、物すごい質がばらついているので。制度の一般候補上はこの名称をもう少し練り込んだ方がいいではないかという、そういう意見なんでございますが、ちょっとどういう基準でつくっていらっしゃるのでしょうか。

(木暮参事官) これは私どもが特例を設けた後に、法律の専門家がこういうタイトルを各関係省庁と折衝して決めていくというのが実情でございまして、私の説明が悪かったのかもしれませんけれども、私自身の理解している特例の内容につきましては理解している範囲内でご説明申し上げたところでございますけれども、タイトルはそういう事情でございまして、例えば自然エネルギー発電事業、これが風力発電であるとか林野を使うとか、確かにタイトルでは非常にわかりにくいということがございますので、ちょっと今後はさらに考えていきたいというふうに思っております。

特に、通達レベルのものにつきましては、もうちょっとわかりやすいタイトルにした方がいいのかなと思います。法律レベルのものは、若干、法制的にどうしてもこの言葉でなければいけないというものが出てまいりますけれども、省通達レベルのものについてはもうちょっと関係省庁と折衝して、なるべくわかりやすいようなタイトルをつけていきたいというふうに思います。

(藻谷委員) タイトルづけ特区みたいなものが必要、ちょっと文法的に変になっていることで、法律の問題じゃないと思うんです。例えば、自然エネルギー発電事業というのは、あたかも我が国が自然エネルギー発電をそもそも規制しているかのごときとんでもない誤解を与えると思うんですよ。別にこれは国有林を使うのが特区なんですから、どういう法律に触れたのかぐらいはこの表題でわかるようにしないと、ですよ。

ほかにもう一つ申し上げますと、これは日本語の問題なんですけど、高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業は法律家の問題じゃないと思うんですが、先ほどおっしゃった趣旨は外国留学時取得単位の高等学校における認定可能数の拡充ですね。わかりますか。外国において取得した単位の国内における認定で、これは逆に読めますよね。国内で取得した単位を外国で認定してもらう特区というふうにしか読めないです。

つまり、法律の問題じゃなくて日本語の問題だということで、すみません、私がクレームを言う問題でもないんですが、特区の普及という観点からは意外にこういうところに問題があるんじゃないかということを感じました。

(樫谷委員長) 非常に的確なご質問、ありがとうございます。今後、ネーミングのときも非常にわかりやすい。

(米田委員) ついでに藻谷先生の続けて申しますと、今配られたこの説明書、特に411番、これは「合掌造りなどを劇場にするときには雰囲気を残して劇場にできるようにしましょう」という趣旨の特例と思いますが、詳しい記述文章を読んでも、文章からこの趣旨は読み取れませんね。そうすると、ほとんど一般国民の方々の共感を得ないものになってしまう。

せっかく特区室の皆様が頑張っておられるのに、その成果が国民の方々に自分のこととして伝わってこないというのがすごく残念なので、もっとわかりやすくアピールできるようにしていただければと思います。先ほどの参事官のご説明の方がはるかにわかりやすかったです。

(樫谷委員長) よろしくお願ひします。

(木暮参事官) 合掌造り特区につきましては、実態上は富山県にしかないものですから、むしろ幅広く使ってほしいという意味で、恐らくこういうように総務省が消防庁の方へ提起したのかなと思っています。必ずしも合掌造りじゃなくても、似たような伝統的文化財みたいな建物で同じようなことをやる場合には、この特区は実は使えるわけございまして、合掌造りだけに限っているわけじゃないものですから。

(米田委員) それはよくわかります。歴史的建造物などの言葉を書き加えても良いのではないかと。例えば、歴史的建造物を劇場に使うときには、この特例を使えばこのようによくならずと書いていただけると随分いいんじゃないかと。

(藻谷委員) 法律的な話ですけれども、逆に歴史的建造物じゃなくても緩和してもいいという、そういう趣旨に読めますよね。

(木暮参事官) そのとおりでございます。

(藻谷委員) 特区としてはそういう趣旨なんですか。

(木暮参事官) そういう話でございます。

(藻谷委員) なるほど。じゃ、何のための規制なんですか。

(樫谷委員長) もう時間がかかり進んでおります、すみません。資料を配付していただいたんですが、時間がもう相当押しております、要領よく1つでも今の山根委員のご疑問に対するご回答を。

(山根委員) 恐らく地域の方々というのは、知恵を出すというのは、今、行政難というか、県、市町村を含めてお金がない中で知恵を出そうというのはすごく皆さん持っていらっしゃるんで、例えば合掌造りという具体的な事例があると、じゃここは自分たちの歴史的建造物にも使えるなという視点が恐らく働かれると思うので、本当に簡単なセンテンスでいいので、それを教えていただければ次に生かせるかなと。

(木暮参事官) じゃ、順番にまいりますと、お配りした資料の最初はまさに合掌造りを念頭に置きながら、しかしながら実は特区をつくる段階で規制そのものの特例は広げている

という、まさにそういう例でございまして、そのこのところだけしか使われないような規制にはしてなくて、ある程度幅広く木造で消防法の規制がかかるところで、狭ければ火事になっても逃げ出せるというところに注目して特区をつくっているということでございます。もともとの提案は合掌造りであったということが411番でございます。

次の刑務所の特区につきましては……

(樫谷委員長) 時間がないので、あと5分ぐらいで全部説明をお願いします。すみません。

(木暮参事官) これは先ほど申し上げた、むしろ特定の地域ということに必ずしも限らないで、刑務所の民間委託についての特例措置を設けたというものが510番と次の511番、929番と書いてある刑務所の関係の特区でございます。

次の外国企業の関係につきましても、これもむしろこれは比較的企業集積のあるようなところから出てきた提案でありますので、必ずしも特定の地域に限ったものではございません。先ほど申し上げましたように、外国から人が入ってくる時に企業内転勤という在留資格で入ってこられたということでございます。実際には、日本に支店をこれからつくと。既にある場合には企業内転勤になるわけでございますけれども、これからつくるという場合でも企業内転勤で入ってこられるという特例にしたものでございます。

次の外国留学生の関係につきましては、これも特定の地域ということで考えていいのか、むしろいきなり全国でやった方がよかったのかもしれないけれども、高校生が留学したときの単位認定を30単位ではなくて36単位まで認めるということにしている特例でございます。

インターネット大学につきましても、特定の地域ということでは必ずしもございません。

続きまして、株式会社病院につきましても、むしろこれはどちらかというと全国的な規制改革というものがなかなか一気に進まない中で、特区というものを活用していくという流れの中にできたものでございますので、これはそういうむしろ規制改革の全国的なものを特区で試してみようというものでございます。

特別養護老人ホーム特別養護老人ホームの関係につきましては、実は木材を使おうと、日本の木材を使おうと。特に、いろいろな県で林業振興なんかもしていますので、その土地の材木を使おうと、こういう地方自治体なり、そのこの地元の方々の思いがございまして、ただ単に高齢者の方が木材の中にいるとケアとしていいという側面ばかり、そういう面ももちろんあるわけでございますけれども、そればかりではなくて、むしろ地元の木材を使って老人ホームとして建物を建てたいという中から生まれてきたものでございます。

次の小規模多機能と申しますのは、これは富山の方から提案があったものでございます。高齢者介護につきましては、富山型という1つの地方で工夫したデイサービスのやり方がございます。これは老人福祉と障害児、障害者の福祉を組み合わせ、まさに家族的に雰囲気介護を提供するということを実践しておられる1つの自治体の工夫の中で生まれた方式でございますけれども、それを小規模多機能居宅介護事業所という新しくできた福祉体系の中に新たにチャレンジしてみるということで、富山から提案があったというもので

ございます。

次の風力発電につきましては、これも青森で非常に風が強い地域、青森県の中でも非常に風が強い地域で風力発電が可能であるというような地域ですけれども、そういう適地が国有林野の中であるということでございます。そして、ある程度大規模に実施する可能性があるという中で、大規模の森林の転用につきまして現在は規制がなされているというところを特区で認可するものでございます。

次の小規模ガスタービンにつきましては、これは地域性というよりも新エネルギー、省エネの中で小規模のガスタービンというのが非常に注目されている中で事業用の電気工作物という規制がかかっておりまして、一般家庭で行うような、簡単にだれしもできるという形には現在なっておりません。それを一般用電気工作物という形にしますと、普通の大きな会社が何とか主任者とか、何とか計画とか、そういう書類を置いたり人を配置したりというような、そこまでしなくても比較的簡単に小規模ガスタービンが普及していくということでございますので、そういう観点から設けられた特区でございます。

次の情報処理技術者試験の関係でございますけれども、これは実は情報処理技術者試験につきましてはいろいろな専門学校とかいろいろな民間の事業者で勉強してから受けるという、そういうパターンが従来はございました。従来、そういう一定の事業を受けて受ける場合には、試験が一定程度免除されていたんですね、午前試験というふうに言っていますけれども。

ただ、実はその後で試験についての不正といいますか、若干問題がありまして、一時期この試験について若干規制を強化したという時期がございました。それについて、特区で元の制度に戻したといいますか、一部、午前試験免除というものを復活させたという、そういう経緯がございまして、これは地域特性というよりも、一遍ちょっと試験とか授業の関係で問題があったものについて規制を強めたので、それを元に戻す過程で特区という制度を利用していると、こういう性格のものでスタートしたという経緯がございます。

それが2種類ございますけれども、次に研究開発用温泉熱利用発電設備、これは先ほどお話にありましたように、温泉の熱というのは、大きな目で見ると温度の差を利用して発電しているというタイプの発電があるわけでございますけれども、この温泉熱を利用した発電というものにつきましては、法律におきましては検査の手続というのが必要になります。

しかしながら、実際に行いますのは研究開発をやっているような、かなりこの分野に詳しい方が実際にトライしているという状況でございますので、こういう研究段階のようなものについてはむしろ研究者にある程度任せてやってみるのがいいじゃないかという形でできた特区でございます。

次の道路標識設置事業につきましては、先ほど申し上げたように、兼六園の周りの景観を守るということで、小さな標識でいいじゃないかということでできた特区でございます。

次の1219番は、これは木更津でしたか、港湾施設があるんですけれども、その港湾施

設の中で非常に大きな、通常の貨物よりもイレギュラーなものを運ぼうとするような場合、これは通常のトラックであれば重量何トンまでとか決まっております。ここにございますように、上限36トンとかというようなものが決まっておりますけれども、実際には非常にこれよりも大きかったり、あるいは非常に長かったりというイレギュラーなものを運ばなきゃいけないという場合がございまして、そういう特別な、むしろ地域特性というよりも事業者の事情に勘案してつくられた特区ということでございます。

次は、これは大分のコンビナートにおきまして、事業者と事業者の間でどうしても廃棄物のやりとりをしなきゃいけないという中で、パイプラインを利用した方がむしろ外部への影響が少ないんじゃないかということで、パイプラインを使用した特別管理産業廃棄物、具体的には廃酸というものを今やっているようでございますけれども、これを運搬するという特区でございまして、この地域特性は若干大分のコンビナートの特殊性はございまして、基本的には事業者の事業規制を緩めたというようなものでございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

いずれにしても、ご説明いただいたんですけれども、いつも議論するときはこれだけで議論しているわけではなくて、もっといろいろポンチ絵だとか、いろいろな資料があって、それに基づいて議論をしておりますので、なかなか役所のつくる文章は読みづらいというところもあるかもわかりません。今日はちょっと時間がなくて申しわけないですが、ご理解いただきたいということでございます。よろしいですか。

それでは、特例措置の評価時期及び平成19年度評価予定特例措置について、原案のとおりということでもよろしいでしょうか。すみません、なかなか手を挙げにくいと思いますが、ひとつよろしくお願いします。

じゃ、よろしいということでお願いいたします。

次に、拡充・関連提案及びニーズ調査について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。できるだけ要領よくお願いいたします。

(木暮参事官) 資料9につきましては、拡充・関連提案の募集ということでございます。

これは、先ほど少し申し上げましたけれども、今までは特区につきまして全国展開をするということを中心に評価をいただいております。しかしながら、もっとむしろ特区の中身に立ち入って、これは一体どういう特区なのか。今の特区の規制のままでいいのかというところをもう少し詳しく評価という中でご検討いただきたいということを考えておりまして、その中で要件や手続を緩和してほしいということでもありますとか、関連する別の規制を改革してほしいということにつきまして、特に提案を募集するという形を考えているものでございます。

具体的には、6月のあじさい提案の中で拡充・関連提案という形で募集を出します。これにつきましては、通常の提案募集とどこが違うのかということでございますけれども、1つは実際に特区を使っているところがございまして、地方公共団体などで特例を使っているところがございまして、そういうところにはこういう拡充・関連提案があるのであれ

ば出してくださいと個別に声をかけるということをするというのが1つの特徴になっておりますが、さらに加えてあじさい提案につきましては敗者復活できますからご審議いただきますけれども、未実現提案全部をご審議いただくというのはちょっと物理的には無理でございます。

しかしながら、この拡充・関連提案につきましては、原則としてどういうことで困っているのか、どういう提案があったかにつきましては、すべてこの評価・調査委員会にご報告を申し上げてご判断いただきたいというふうに考えております。具体的には、6月1日から29日までの間で拡充・関連提案の募集をしたいというふうに考えております。

(樫谷委員長) 今、あじさいだとか何かありました、ちょっとご説明していただけますか。

(木暮参事官) 私どもが特区におきましては年2回、提案募集というのを実施しております。6月をあじさい提案、11月をもみじ提案というふうに呼んで募集をしております。今般の拡充・関連提案につきましては、6月から実施いたします提案募集におきまして、あわせて全国に募集をかけるということでございます。この拡充・関連提案で言っているものも通常の提案につきましてだれでも、個人でありまして自治体でありまして企業でありまして、だれでも提案できるというものでございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

(米田委員) この提案というのは、計画ではないんですね。

(木暮参事官) 計画ではございません。

(樫谷委員長) よろしいですか。

それでは、その次に評価・調査委員会専門部会の設置につきまして……飛ばしましたか。

(木暮参事官) 資料10の説明をまだ恐らくしておりませんが、これは先ほど申し上げました評価の関係の見直しの1つの項目でございますけれども、非常に実施が少ない特例措置で、なおかつなかなか全国に広がっていくというのが考えにくい特例があるんじゃないかということでございます。ここの趣旨につきましては今申し上げたとおりでございますけれども、具体的には例えば提案があって実現したと。しかしながら、特区で実施しているのは提案者だけが使っていると、そういう特区でございます。

こういうものにつきましては、本当に提案した方だけが将来的にも使う可能性があるというような非常に特殊なものというのもありはしないだろうか。あるいは、そういう地域性の限られた、ほんの限られた地域にしか使う可能性がないというような、そういう特区もありはしないだろうか。そういうものについて、全国に広げていくという評価を性急に必ずしもしなくてもいいんじゃないかということでございまして、これについてはむしろ入り口の段階でしばらく特区のまま残しておくと申しますか、評価の俎上にのせないうちに特区のまま残しておく、こういう道があってもいいんじゃないのかということでございます。

具体的に、次のページに表が出ておりますけれども、これは認定件数が1件しかなくて、しかもそれは提案した方が実施しているというものでございまして、いわゆる合掌造り特区、カブトムシ特区と言われるもの。このカブトムシ特区につきまして若干ご説明を申し上げますと、これは牛を飼っていらっしゃる方がいまして、牛の家畜排泄物、牛のふんを野積みしているという状態にしていたわけですが、牛のふんに野積みしていた中に自然にカブトムシが卵を産みつけたということでございます。そして、久留米市にいらっしゃる方なんですけれども、その方は牛を飼うと同時に、牛のふんで自然にわいて出たといいますか、カブトムシを子供たちに無償で配っているという、そういう活動をされていた。

そういう中で、家畜の排泄物は若干においがしたり、環境に影響があるものですから、そういうものについてきちっと処理施設の中に入れなさいと、こういう法律ができた。そうすると、今まで牛のふんでカブトムシを飼育といいますか、実際には飼育というよりも自然にわいて出たんですけれども、していたものができなくなったということでございまして、今まで伝統的にやっていたやり方で周りにも迷惑をかけていないんだから特区の特例で認めてくださいと、こういう提案があったわけでございます。

これにつきましては、特区として認めたわけですが、実は牛のふんでカブトムシを飼うというのは非常に特別なことらしくて、通常、カブトムシの飼育者というのはむしろ木くずを使ったり、他の材料を使うということが多いようでございまして、この家畜排泄物を利用した昆虫飼育事業というのはそういうこともございますので、今のところ1件しか利用がないと、こういうようなものでございます。

そして、その下にある研究開発用のものにつきましては、先ほど若干ご説明申し上げましたけれども、海水等温度差発電、温泉熱利用発電、これは研究開発用でございまして特定の大学とか、特定の研究者しかその技術がないという事情もございまして1件しか実施されていないというものでございます。

こういうようなものにつきまして、余り広がるという可能性がないのであれば、全国展開ということは余り考えなくてもいいのかなということで、ニーズ調査を実施するという事を考えております。

ただ、実際には行政評価局において既に調査が実は実施されております。前の評価委員会の時代に総務省の行政評価局にお願いして、どうしてこの特区は1件しか使われないんだろうかという調査を実はしたことがございます。したことがございますので、9月の段階になりましたら、ちょっとそこら辺もあわせて皆様方にごらんいただいて、これらの特区についてどのように扱うかについて、9月にご議論いただければ幸いかというふうに思っています。今日は、制度の紹介で資料をここに入れていただけでございまして、これについて何か決めていただくということではございません。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。極めて限られたものにつ

いての扱いをどうするかということですのでけれどもね。

それでは、次に、評価・調査委員会専門部会の設置につきまして、事務局からご説明をお願いしたいということでもあります。よろしくお願いします。

(木暮参事官) 資料11でございます。

評価・調査委員会の専門部会につきましては、運営規程におきまして設置することができるというふうにされております。評価及び調査審議するに当たりまして、対象となる規制の特例措置が多岐にわたるということから、専門部会に分けて検討を行ってはどうかということでございます。

具体的には、医療・福祉、労働部会、教育部会、地域活性化部会という3つの部会を置いたらいかがかということでございます。地域活性化部会におきましては、1、2以外、医療・福祉、労働、教育以外の分野でございまして、産業でありますとか、環境でありますとか、エネルギー、安全を含めたさまざまな分野を含むということでございます。部会を置くわけでございますけれども、必要に応じて合同部会の開催もできるとしたらいかがかと思っております。

また、専門部会の中でさらに細かな議論をするというような場合には、部会全員で集まっていたかまでの必要がないというような場合もございましょうから、ワーキンググループというものを必要に応じて置くということができるというふうにしております。これらにつきましては、むしろ専門部会の運用の中で実際に運用していただければというふうに考えております。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はありますでしょうか。3つの部会を設けるということですね。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、専門部会の設置につきましては、原案どおり3つをつくるということでよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

異議がないようですので、専門部会の設置について原案のとおりとしたいと思います。

次に、評価・調査委員会の今後のスケジュールにつきまして、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(木暮参事官) 資料12、若干字が細かくて恐縮でございます。5月に、ただいま委員会を開催しております評価時期の検討をお願いしたところでございます。平成19年度の評価、それから調査審議につきましては、具体的には9月以降、本格的にお願いしたいというふうに考えております。

6月から新たな提案の募集をいたします。提案の募集をした後、7月、8月に各省と折衝いたしまして、9月ぐらいには提案の結果、どのような調整結果になったのかがまとまるのではないかと思います。そういった提案の調整の結果、9月から私どもの方で諮問を

させていただきますので具体的な調査審議、具体的な提案についてはこれから6月にどのような提案が出てくるかということで現在はわからない状態でございますけれども、9月以降に具体的に各省のヒアリングあるいは提案者からのヒアリングなどの作業をお願いしたいというふうに考えております。

また、評価の関係でございますけれども、先ほど拡充・関連提案とニーズ調査についてはご説明を申し上げました。評価につきましても、本日、19年度評価対象として選定いただいたものにつきましては、9月に調査票のご検討をいただきまして調査を実施いたします。その中では、現地調査も実施したいと考えております。その後、調査結果を11月末ぐらいにはまとめまして、必要なものについて各省とのヒアリングを実施していただき、最終的には先ほどの調査審議と合わせて1月ぐらいにご意見を取りまとめていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

いかがでしょうか。何かご質問ありますでしょうか。

(米田委員) 先ほど、この委員会の冒頭の説明ですと、これまでいろいろ特区に提案が上がった中で実現できなかった規制についても取り扱うということだったのですが、それについてはどういうスケジュールになっているんですか。

(木暮参事官) 今までというのは、過去にという。

(米田委員) というふうに私は理解したのですが。

(樫谷委員長) 今まで取り上げられなかった未実現のものについてですね。いつごろ取り上げるのかという調査の方ですかね、評価の方じゃなくて。

(大前室長) これまでに10回、提案の募集を行っております。委員ご指摘のように、提案いただきながら実現できていないものがたくさんあるわけでございます。そのうちの1回目から6回目の提案につきましては、その一部につきまして有識者会議で18項目を取り上げてご検討いただきまして、15項目について前進を図っていただいたということはございました。それでも、なお多く未実現のものが残っているのものでございますけれども、これらにつきましては今回の6月の提案募集の際に、改めて規制改革のご要望があれば出してくださいといったことを呼びかけていきたいと思っております。

したがって、一般の提案募集に応じて出される提案と合わせて、未実現の提案につきましても新たに出していただいたものを検討の俎上にのせていきたいと思っております。その結果を踏まえて、評価・調査委員会に改めてあるものについては未実現提案の実現に向けた調査審議をお願いしたいというふうに思っております。

(米田委員) ということは、今回のあじさいで再提出があったものだけ、もう一度再審査するということですか。

(大前室長) 基本的には、そういう感じを持っております。

(米田委員) 申しわけないんですけど、私、地方を回っておりますのでつくづく思いますの

は、これまで特区に出しても出しても落ちて、もうすっかりみんなあきらめているというムードがございます。その中で特区室の方から積極的に拾い上げる気持ちがあるならば、もう少し違った方法もあるのではないかと思います。

もう1回出してくださいと言われても、今まで過去何回も出して落ちているので、いまさらと思っておられる方が多いと思います。でも、実はそこの中には本当はとても大事な構造改革の提案が含まれていたということであれば、どちらかというこの委員会はそういうものを積極的に見つけて俎上にのせるぐらいの努力をした方が良いと考えます。今、特区の提案がだんだん少なくなっていますけれども、それをもう少し掘り起こせるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

(大前室長) 未実現の提案について、これまでも何回もチャレンジしていただきまして、何回もチャレンジしていただく中で実現に至っているというケースもままあるわけがございます。未実現の提案であって、なお改革に向けた意欲を持っていただいているかどうか、それを提案募集の過程で改めて見きわめていきたいという気持ちがございます、先ほど申し上げたようなことをやろうとしているのでございます。

もちろん、提案がなかったからすべて見捨てるということはございません。可能性としては、過去の提案の中で未実現のものの中から何か掘り起こしてというものはあり得るものと思っております。それは今この場で具体的にどうこうしたいということは申し上げづらいのでございますが、可能性としてはあり得るものと思っております。

(樫谷委員長) 過去のを1回から6回も含めてこの評価・調査委員会で一応全部見直して、それを取り上げることも可能であると、こういうふうに理解してよろしいですか。

(大前室長) 作業の手順といたしまして、すべてを改めて掘り起こしてというのは大変なことだろうと思っております。ただ、こういったものがあるじゃないかと、こういったものを取り上げようと、そういった声があれば、それはそれで検討の余地があるんだろうということがございます。

(樫谷委員長) じゃ、原則は改めて今回は出していただく、これを原則にするけれども、そういう声があったり、特別なものについては取り上げて検討してもいいと、こういうことですかね。よろしいですか、米田委員。

(米田委員) 私は、今、規制改革会議で地域活性化グループというのを担当させていただいております。その中で、特区で出して今まで通らなかったものが相当規制改革会議の方にも上がっておりますので、それとちょうど連携させるような形で行うと突破力が強まるんじゃないかと思っております。規制改革会議の案件との連携もぜひご考慮いただければと思っております。

(樫谷委員長) 積極的にいろいろとそういうことについて提案をしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。よろしいですかね。

(金子委員) 今日は初会合でいろいろと案件があつて大変だと思ひますけれども、今の米田さんの意見は大変重要で、私も去年、初めて1年間評価委員をやつて非常に強く感じた

ことなんですけれども、基本的には提案がないと、去年までは提案があったもので実施されたものに関して我々が評価すると。実施されないものに関しては手が出せないというところがある程度変わったと、これはいいなということなんですけれども、じゃまた再チャレンジをしてくれないとできないとすると、余り変わらないんじゃないかというご意見ですよ。

それで、あと先ほどの資料9でもって規制の特例措置の要件や手続が過剰でありというところでは、さらに拡充というか、規制改革を拡充するというものに関してもやはり現行のものの中でしかできないとなると、せつかく法律が改正されても余り変わらないんじゃないかということもある。かといって、全部調べるということもおかしいと。

そこで、私としては幾らか今まで見ていると、例えば米田さんも規制改革会議などでこれはよさそうだ。でも、どうも地方から出てきたやつはいろいろな形でもってうまく組上にのらないというものに関して、だれがどういうふうになってそれを組上にのせるのかということに関してのやはりルールというかある程度の、我々が一人一人行って電話をかけて「君、これ、やってよ」と言うわけにもいかないのかもしれないし、その辺をもうちょっと、せつかく今日、新しい方が入ってきて非常に新鮮な意見が出てきたその機会にそういうものをつかまえるというものは、例えば私のこれまでやってきた教育分野ですといういろいろあると思います。

例えば、公私協力学校はほとんどうまくいっていないとか、NPO立は何でないのかというのは、待っているんじゃなくて、ちゃんと働きかけるといいスキームもできるんじゃないかと。でも、私が出かけて行って「君、やってよ」と言うわけには必ずしもいかないと思いますので、その辺のルールというのをちょっと、今からだともう時間がないと思うんですけれども、何かしらの形でせつかく新しい委員も来ましたし、法律も改正されたのでそういうものを拾い上げていくと、ないしは規制改革委員会と連動する、ないしはこれは前回言ったんですけれども、今、例えば文科省でバウチャー制度みたいなことをやっていますね。全国一律でバウチャー制度をやるのは非常に難しいと思いますけれども、特区でやるんだったら私は全然おかしくないと思ったりするということをやれば、どこかが提案するのを待っているのか、それとも我々がどこかでもって何か自治体と一緒に相談するのかということはどういうふうにしていいかわからないので、その辺を少しベーシックなルールを決めていくというのが我々のミッションの中に入っているんだったら、何かしらのそういう機会を設けてやっていくんじゃないかと思いますので、ぜひそれ、委員長の方でお考えになって事務局と相談していただけると、新たに今年からまたスタートする価値があるんじゃないかと思います。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

いずれにしても、規制改革の実験場としての特区は性格を持っておりますので。

ただ、提案のないものをこちらから議論するということは、制度としては今できるようになっているんですか、調査委員会ができて。これはできないんですかね。あくまでも提

案が過去にあったものを取り上げるかどうかと、こういう。

(大前室長) 法律上は特に提案を起点としない議論はないといえますか、提案がすべてということじゃないんだろうと思っておりますが、事務の進め方としてやはり広く提案を起点として事務を進めてきたし、今後もそれをしていきたいということでございまして、何らかの形で提案に結びつけていただければ、事務の流れにうまく乗せやすいという感じはございます。

(樫谷委員長) わかりました。仕組みとしては必ずしもそうではないと。こちらから提案もできるということになっているんですが、じゃ、あなたやってよというのはなかなか難しいと思いますので、できれば規制改革会議で議論されているということは、何かやはりどこかでご希望があるということだと思いますので、積極的にご提案いただいて、我々はそれをフォローとするというのが一番望ましい姿だと、こういうふうに思います。よろしいですかね。

それから、ほかに何か連絡事項はございますでしょうか。

(木暮参事官) 特に連絡事項はございませんけれども、本日の委員会の後、9月まで間があきますけれども、本日いろいろ議論されたことも含めまして、本日の議事録も作成いたしますので、そういう議事録の確認も含めて個別に連絡をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(樫谷委員長) それでは、よろしくお願いいたします。

3. 閉会

(樫谷委員長) それでは、本日はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

以上